

一般質問、委員会の審査から

首長と議員は緊張関係を保て！
統合庁舎の位置は先送りするのか

田村 ひろゆき（無所属③）

市長の政治姿勢を問う
【質問】平成30年12月の市議会議員選挙で市長は特定の候補者を推薦した。首長と議員の緊張関係を保てるのか。

答弁 引き続き議会の皆様との緊張感の中にも信頼関係を築きながら、市民のため市政を進める。
【質問】期日前投票の時間延

長など柔軟な対応を。
【答弁】できることはなるべくやっていきたいと思っっている。選挙管理委員会において検討する。
【質問】庁舎統合について

【答弁】まちのランドデザインを決めるには庁舎の位置が重要。市長の任期は残り2年。先送りするのか。
【答弁】市中心エリアでの統合の可能性を検討し、20

危機的状況！西東京市財政の崖は丸山市政6年間のつげに過ぎない

納田 さおり（無所属②）

西東京市財政の危機

【質問】平成31年度予算の財政調整基金繰入金が過去最少となったことが成果として強調されている。丸山市政が6年間、中長期的財政運営の安定よりも単年度の政治成果に重きを置いて基金依存の予算編成を繰り返してきた。財政調整基金に依存できないレベルにまで達した状況は深刻だ。

【答弁】今後行政需要は増加し、安定的で自立的な財政運営を目指す。基金を回復できず厳しい状況だ。児童虐待根絶に向けて

【質問】子ども家庭支援センター強化の取り組み状況は。
【答弁】緊急性の判断能力や支援の質の向上に努める。田無駅南口まちづくりを阻害する図書館・公民館の場当たりの耐震化

【質問】市で最も稼ぐまちな成長する可能性を持つ田無駅南口。人が集い活動する図書館・公民館を耐震化で17年間古いまま、狭いまま放置する案に大反対だ。耐震化工事実施の2021年には市民会館もなくなる。田無駅周辺の市民活動施設が圧倒的に少なくなる状況をどう考えているのか。

【質問】中央図書館・田無公民館の耐震化は既存施設の有効活用の観点に立ち行う。
【意見】利用者が困る事に何の答えにもなっていない。

市長と議会が並立する二元代表制議員選挙で市長推薦はありえない

森 てるお（無所属①）

【質問】二元代表制について市長の認識を問う。市長は13人の議員を推薦された。どのような考えだったのか。

【答弁】議員と市長がそれぞれ選挙で選ばれ、抑制と均衡のある関係を築き建設的な議論を進めることである。13人の推薦は政治活動の範囲の中で出したもの。

【質問】推薦した意図がわからない。市長は議員を囲い込むつもりか。囲い込まれるかどうかは別の話だが、市長が議員を取り込もうとしているように見える。

【意見】二元代表制からすればおかしなことだ。議院内閣制では国会の多数勢力が政府をつくる。政府は与党の政策を実現する組織だ。しかし、二元代表制での地

方政府と議会のあり方は違う。厳密に分けるべきだ。
【質問】市長の思う健康とは。
【答弁】健康は住民の基本的権利。健康であること、健康になることを応援できる

【質問】全施策を健康という視点で点検するべきだ。維持管理費が不要な市有地の売却は有効活用ではない。
【答弁】今後の施設設備のための財源にする。
【意見】健康増進のために利用している市民がいる。売却せずに維持し有効活用せよ。

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、第1回定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

「地域情報化計画策定審議会条例を廃止する条例」

【説明】従来の5カ年計画では急速に展開する情報化技術等への対応が難しいため、第2次総合計画・後期基本計画において多様な情報発信や電子化の推進を位置づけ、それらを具現化する地域情報化推進方針を策定することから、地域情報化計画策定審議会条例を廃止するもの。

【主な質疑】
問 地域情報化計画策定の法的根拠、多摩26市の計画の状況は。
答 計画の法的根拠については、任意の計画である。平成30年1月に多摩29市町村に調査を行い、20市町村で計画や方針を策定している。ただし、本市のように施策目標や指標まで設定している団体は少なく、本市同様、急速な情報化社会の進展に対応できていないと認識している団体が多い。

問 地域情報化計画廃止の背景は。
答 地域情報化推進事業について、具体的にはマイナンバー制度の導入、WiFi環境の整備、オープンデータの推進など法的な施策等も含めて推進が図られてきたが、現行計画にはその辺の記述がなかった点が1つの背景である。

問 計画によらない進行管理というところで、第三者機関についてはどのような検討がなされているのか。
答 地域情報化の推進については、庁内組織である情報推進本部で各部署との庁内整合を図り、検証していく。また、専門家として情報政策専門員を雇用して方針策定の監修、ご意見をいただき推進していく。

問 第3期の施策目標までつくって取り組んできたことをやめるということは、大きな決断である。次の展開、ステップはどう生かすのか。
答 地域情報化計画は、施策の各事業が固定化されているという課題があった。新たに総合計画で情報化の施策を多く取り上げており、実施計画で新たな取り組みについて機動的に取り扱うことで、急速に進展する情報化社会に対応した施策の推進が図れると考えている。

【結果】賛成多数で可決

【国民健康保険条例の一部を改正する条例】

【説明】国民健康保険運営協議会で審議された保険料賦課限度額の改定と被保険者均等割額の軽減対象となる所得基準の変更に伴い、改正するもの。

【主な質疑】
問 国保運営協議会の答申に、いずれは国の政令改正に合わせた賦課限度額61万

円へ改正を目指すところだが、国保運営協議会に諮り、今後の被保険者へ与える影響等を踏まえた上で政令の賦課限度額に合わせたい。

問 基礎賦課額が変更になる世帯数は。
答 1人世帯は154世帯、2人世帯は174世帯、3人世帯は134世帯、4人世帯は93世帯、5人世帯は37世帯、6人世帯は9世帯である。

問 限度額の引き上げと軽減の拡大で、保険料収入はどうなるのか。
答 今回の改定で限度額は約1千800万円の増を見込んでいる。軽減の拡充は、合わせて約258万円の減と試算している。

問 財政健全化計画はいつごろ出るのか。
答 平成31年度に運営協議会に諮問し、秋口からの審議を検討している。

問 財政健全化計画の他市の作成状況と、本市が平成31年度策定となる根拠は。
答 平成29年度策定が8市、平成30年度策定予定が10市、平成31年度以降に策定予定の市が本市を含め8市である。運営協議会の中で、広域化の決算を踏まえた。より精緻な数値に基づいて策定することがよいためと意見があり、平成31年度に検討するとの結論に達した。

【結果】賛成全員で可決

【建設環境委員会
「空き家等の対策の推進に関する条例」

【説明】空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成30年度に立ち上げた西東京市空き家等対策協議会準備会及び庁内の検討

委員会にて検討・協議し、市内にある空き家等の適切な管理等に関し必要な事項を定めるもの。

【主な質疑】
問 平成29年度の空き家対策実態調査で管理不全空き家は何件だったか。また最新の件数は。
答 14件だった。最新の数は変化していない。

問 14件の管理不全空き家が危険な状況だ。1年間で1件終わらなかつたが解決策はあるのか。
答 本条例の施行後は、順を追って特定空き家の認定から勧告、命令、代執行といった流れで進められる。

問 第17条の緊急安全措置はどの程度までを想定されているのか。
答 市職員が手作業でできる範囲を想定。建物の形状が変わるような措置は代執行に当たることもある。

問 協議会の委員数・開催頻度は。
答 協議会は準備会の委員のほか、弁護士と民生委員各1人、計14人になる。平成31年度は年間5回を予定している。

問 空き家利活用に関して具体的にはどういった方法を考えて進めていくのか。
答 平成31年度に策定予定の空き家等対策計画の中で位置づけを考えている。

問 第11条の特定空き家等の認定について、特定する考え方や基準は。
答 協議会に諮問した上で、国が定める「特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」があり、この判断基準に照らし合わせて市長が認定する。

【結果】賛成全員で可決